

【大学推薦 University Recommendation】

奨学金等名称 Name of Foundation (or Name of Scholarship)				
マブチ国際育英財団 Mabuchi International Scholarship Foundation				
募集人数 Number of Openings		前年度実績 Previous Year's Record		
全体 Total	若干名	推薦 Recommended	—	
本学 For Chiba Univ.	若干名	採用数 Admitted	—	
	うち 学部生 Undergraduates うち 大学院生 Graduates うち 研究生・専攻生 Research Student			
	○ - -			
学部・研究科 Department	学部1,2年生 Under Graduate Students	研究分野 Research Field		
主な 応募資格 Some of Eligibility Requirements	<ul style="list-style-type: none"> 大学の勉学に必要な日本語能力(N2以上)を有する者 健康で勉学意欲旺盛で大学の推薦が受けられる者(成績が5段階評価で3.5以上) 日本政府または他の財団等の奨学金の支給を受ける予定のない者 経済的理由により大学修学に困難していると認められる者(両親の合計年収500万円未満) 財団主催の「奨学生の集い」等の行事に参加し、また奨学金終了後も財団との交流を継続する意志のある者 <p style="color: red;">Japanese skills required</p>			
特記事項 Note	別記又は留学生課ホームページに掲載の「奨学金応募に関する諸注意」を必ず確認して下さい。 2021年度前期 までに私費外国人留学生を対象とした「奨学申請者登録」を行った者が申請できます。	国籍 Nationality	アジア諸国	
支給金額(月額) Amount	月額10万円 100,000 yen/month	支給期間 Duration	始 From	2021/4
			至 To	2022/3
			年数 Year(s)	1
募集期間 Application Period		推薦者の発表日(予定) Candidate Selection Result will be announced on		
始 From	2021/4/1			
至 To	2021/4/16			
推薦者の応募書類提出期限 Application Document must be submitted by (For Candidate only)				
1次前選考: 財団HPの応募シートより各自で応募すること(締め切り4/16) 1次前選考合格者のみに願書一式が送付されます(4/23) 願書記入後、必要書類とともに留学生課へ提出してください(締め切り4/27)				
応募書類受付窓口				
西千葉キャンパス: 学務部留学生課(総合学生支援センター2階) 亥鼻キャンパス: ISD亥鼻キャンパスプラント(医薬系総合研究棟II 1階) 松戸キャンパス: ISD松戸キャンパスプラント(F棟1階・新図書館横)		Nishi-Chiba Campus: International Student Division (Integrated Student Support Center, 2F) Inohana Campus: ISD Inohana Branch (Medical and Pharmaceutical Science Building II) Matsudo Campus: ISD Matsudo Branch (Research Building F, 1F)		
財団による選考(又は面接実施)の通知時期 Selection Result (or Interview) by the Foundation will be announced in		2021/5		

揭示日: 2021/3/29

募集要項

HOME / 大学生向け奨学金 / 募集要項

支給金額（給付型奨学金のため返済の必要はありません）

入学一時金 300,000円（入学金納入1年生のみ）

奨学金月額 100,000円

奨学金支給期間

2021年4月より2022年3月までの1年間

当財団が定める条件を満たし、当財団が認定した者には引続き支給します。

募集人数

40人程度

応募資格

1. 経済的に困窮し就学困難な者（世帯収入500万円未満）
2. アジア諸国の国籍（日本国籍を含む）を有し日本に在住する、次の大学の正規学部に通う1,2年生
東北大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、東京大学、東京外国語大学、東京海洋大学、東京学芸大学、東京工業大学、東京農工大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、富山大学、山梨大学、信州大学、金沢大学、静岡大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都大学、大阪大学、
高崎経済大学、前橋工科大学、東京都立大学、横浜市立大学、千葉県立保健医療大学
青山学院大学、学習院大学、慶應義塾大学、国際基督教大学、上智大学、中央大学、
東京理科大学、法政大学、明治大学、立教大学、早稲田大学
3. 大学の勉学に必要な日本語能力（概ねN2以上）を有する者
4. 健康で学業成績優秀な者
大学2年生の基準成績
・GPA採用大学：2.5以上
・GPA非採用大学：次のポイント換算で平均3.5点以上
優（秀,S,A,80点以上等）の科目数×5点

良 (B, 70 - 79点等) の科目数×3点
可 (C, 60 - 69点等) の科目数×1点

5. 在籍大学の学長の推薦を受けられる者
6. 当財団の奨学金支給時に、他の給付型奨学金を支給されていない者
高等教育の修学支援新制度については次の条件で併用を認めます。
 - ・授業料等減免は当財団の奨学金に影響しません。
 - ・給付型奨学金の月額が5万円を超えた金額を当財団の奨学金より減額して支給します。

応募方法

本ホームページより応募してください。

応募から書類選考に進んだ場合は、願書等の他、留学の目的・留学後の進路等についての作文を提出していただきます。

詳しくは、応募～認定の流れを参照してください。

🔍 応募～認定の流れ

応募期間

2021年4月1日(木)～4月16日(金)

但し、先着した者から順次選考に移りますのでご了承ください。

大学生向け奨学金

募集要項

応募～認定の流れ

奨学生憲章

奨学生への期待と心得

順守規程

奨学生のページ

同窓生のページ

応募～認定の流れ

HOME / 大学生向け奨学金 / 応募～認定の流れ

1. 応募者は、ホームページの、「奨学金応募シート」より応募します。
(応募締切日：2021年04月16日(金))
2. 応募シートの内容より1次前選考を行い、合格者には奨学生願書一式をメールで送付します。(送付予定日：2021年04月23日(金)、願書には次の課題作文があります。(各600字程度)
 - ・大学で何を学び、社会にどのように役立てていきますか。
 - ・公益財団法人マブチ国際育英財団 「設立趣意書」 「奨学生憲章」 「奨学生の心得」を読んで、あなたが感じ考えた事は何か。
 - ・自己PR(高校または大学生活を通じて自らが行った活動、実績について自らをPRできること(あなたらしさを表していること)を出来るだけ箇条書きで記入してください。)
3. 奨学生願書一式に記入後、次の書類と共に当財団宛に郵送してください。(郵送締切日：2021年5月7日(金) 当財団必着の事)
応募者全員：
 - ・在籍大学の大学長名で発行する推薦書
 - ・在学証明書
 - ・写真1枚 上半身正面向きで3ヶ月以内に撮影したもの 4.5cm × 3.5cm (願書に貼付)
 - ・健康診断書(1年以内に発行されたもの)
 - ・両親所得証明書(留学生は自国から取り寄せ、各自日本語に翻訳したものを添付してください。原本の郵送が遅れる場合は、写真・スキャンファイル・FAX等を印刷したものを提出し、原本が届き次第当財団に郵送してください。)1年生：
 - ・入学金納付者は、領収書または振込書のコピー2年生：
 - ・1年次の成績証明書留学生：
 - ・在留カード両面のコピー日本人：
 - ・住民票原本
4. 送付された奨学生願書等で1次選考を行い、1次選考合格者にはメールで通知します。(通知予定日：2021年5月14日(金))
5. 1次選考合格者に当財団で面接による2次選考を行います。(面接予定日：2021年5月19～21日(水～金))
6. 2次選考の結果をメールで通知します。(通知予定日：2020年5月28日(金))
7. 認定式出席者を認定し、認定証を授与します。(認定式予定日：2021年6月3日(木))

大学生向け奨学金

募集要項

応募～認定の流れ

奨学生憲章

奨学生への期待と心得

順守規程

奨学生のページ

同窓生のページ

 MABUCHI MOTOR

奨学生憲章

HOME / 大学生向け奨学金 / 奨学生憲章

公益財団法人 マブチ国際育英財団は「アジアの国々の自立支援を目的として当該国の青年を留学生として受け入れ、その人材の育成によってアジアの貧困撲滅に少しでも貢献すべく（設立趣意書より）」設立された。本財団奨学生の私たちは財団共同体の一員として、在学中はもとより、卒業後においても財団を支え、財団の発展に寄与することを期待されている。私たちの所属する組織の発展や活力が私たち一人一人の発展ひいては幸せにつながっていく。本財団の奨学生は一生涯にわたり人間力を高める為の絆の共同体の一員であることを銘記して、財団趣旨の共同推進者としての役割を発揮していかねばならない。

また、幸いにして私たちは奨学生に認定されたが、一方で認定されなかった留学生や留学を断念せざるを得なかった者も多くいる。私たちは認定されなかった留学生等の想いも背負っていく覚悟で、財団の奨学生への期待にこたえるべく、この留学の機会を十分に生かすことが求められている。

留学にあたっては下記の点に十分留意して、各方面からの期待にこたえるべく努力する。

記

1. 奨学生は、世の中や本財団のルールを学生生活やひいては社会生活における基本的なマナーとして認識し順守する。
2. 奨学生は目標を持って、その目標に向かって努力し、卒業時には、「私たちはこんなに充実した大学生活を送ったのだ」「これを学び、これができるようになった」ということを、自信をもって後輩の奨学生に宣言できるように努める。
3. 奨学生は、本財団が開催する「奨学生の集い」に進んで参加し、アジア各国から留学している奨学生相互の交流に努め、「奨学生の集い」に参加する者を財団の趣旨に賛同する同士、将来の目標を語り合える仲間、時にはお互いを刺激する良きライバルとして認識し、自己の啓発や実現に役立てる。
4. 奨学生は、本財団の支援の下、勉学に関することは言うに及ばず、日本の制度や文化等についても大いに学び、今後の人生の柱を打ち立てる為の参考となるよう努力する。
5. 奨学生は、日本で学ぶことを支えてくれている家族、本財団や大学さらには友人とのかかわり等に感謝し、私たち自身の成長にむけて努力する。

奨学生への期待と心得

HOME / 大学生向け奨学金 / 奨学生への期待と心得

本財団と奨学生の皆さんとの対話等を通して、皆さんに留意していただきたい点を以下のように「奨学生の心得」として取り纏めました。皆さんは本「奨学生の心得」を熟読し、その趣旨を十分理解した上で、有意義な学生生活をお送りください。

奨学生の皆さんはまず勉学に専念してください。私たちは目標を持って努力するかどうかが結果に大きく差が付いてきます。私たちに求められる能力は、(1) 新しいこと、より高度なことにチャレンジする精神、(2) 時代の変化に対応できる創造力、(3) その為の基礎となる社会や経済に関する幅広い知識、等があげられると思います。これらを念頭において、自分自身の課題を見つけ、ぜひ、目標を高く掲げて努力していただきたいと思います。今までと異なり、大学時代の勉学は求める勉学です。与えられるのではなく、自覚と目的意識を持ち、自ら積極的に学ぶことが重要です。自らが選択し、積極的に自分自身の能力を高めることが求められるのです。

なお、本財団では同一学年に2年を超える在籍は認められません。また、皆さんの学業成績には最低条件の縛りがありますのでご注意ください。

本財団は毎年2～3回「奨学生の集い」を開催しています。これは、奨学生の皆さんの相互の交流や啓発及び冒頭述べた財団趣旨に共鳴する同士を確認する集いです。

この「奨学生の集い」には本財団奨学生以外の参加は原則として認めておりません。「奨学生の集い」に参加することは、皆さんの権利でもあり、義務でもあるのです。この「奨学生の集い」は例年9月または10月、及び3月に開催します。「奨学生の集い」の日程を確認して、必ず参加してください。

本財団は海外から日本に留学する学生及び日本人学生に奨学金を支給することとしています。無断で長期間の出国は奨学金を支給する根拠を無くすこととなりますので、出国の場合は事前に当財団に届けてください。また、長期の出国は本財団の事前の承認が必要になります。

世の中のルールは組織の円滑な運営のために作られて行きます。そして、ルールは確実に守ることが求められます。本財団のルールは、人間としての基本的なマナーと常識で成り立っています。そのルールを守れない人は、人としての軽重を問われ、それまでのすべての努力が無になってしまうおそれがあります。十分な配慮と自戒を心がけてください。

まず、挨拶や返事は必ず相手に聞こえる声で、はっきりと言いましょ。これは、コミュニケーションのための基本です。2つ目は時間を守りましょ。本財団においても「奨学生の集い」の開始時間・「生活状況報告書」等の提出期限など、さまざまな時間的な制約があります。これらのルールを守れない人を皆さんはどのように評価しますか。他人から信頼される為にはまず時間を守ることが大切です。

さらに、皆さんが学ぶことを支えてくれている家族、支援してくれている財団や大学さらには友人とのかかわりに感謝し、自分自身の成長にむけて努力してください。努力は万人に与えられた公平な能力であり機会です。皆さんが着実に努力を積み重ね、実りある学生生活を送られることを期待しています。

皆さんが充実した学生生活を送るために、健康な身体と安定した衣食住を心がけましょ。初めての一人暮らしは、不規則な生活になりがちです。授業時間に沿ったスケジュールの設定と規則正しい時間管理が必要です。また、不衛生な住環境は、意欲を失う原因にもなりますので、清潔な衣住環境を保つよう心掛けてください。

本財団は国立大学の場合はアルバイトをしなくてもよい水準に奨学金を設定しています。私立大学等の場合で、やむを得ず学業を継続するためにアルバイトに従事しなければならない時は、自己の時間管理に十分注意して、学業がおろそかにならないようにしてください。

地域住民の一人として、火気と騒音、ゴミの分別処分などには十分に気を配ってください。また、いかなる場合でも、自らの行為には自らが責任をとるのが社会のルールです。自律した姿勢で生活を送ってください。

当然のことですが、社会的に許されない行為を行った奨学生は、本財団では厳しい姿勢で対処します。

以上の状況を定期的に本財団に連絡するために「生活状況報告書」を2カ月毎（各奇数月末まで）に当財団に送付してください。

また、住所や携帯電話番号を変更した場合は、所定の届を速やかに提出してください。これらを実行せず不利益が生じた場合の責任は、皆さん個人にあります。

「奨学生の心得」を守り、勉学や幅広い知識の習得に努力する皆さんを本財団は全力で支援しますので、皆さんの自己実現に向かって着実に前進してください。

皆さんの明るく元気で楽しい学業生活を期待しています。

大学生向け奨学金

順守規程

HOME / 大学生向け奨学金 / 順守規程

この度当財団の奨学生に採用された各位は奨学金制度の趣旨を尊重して下記の事項を忠実に守り、健康に留意して勉学に励まれることを期待する。

記

1. 学業成績及び生活状況の報告

- (1) 毎期毎、成績証明書を理事長宛に提出すること。
- (2) 「生活状況報告書」（届出書類見本1）を2ヶ月に一度、定められた期限までに必ず提出すること。
- (3) 帰国・外国旅行・7日以上国内旅行をするときは、事前に「帰国・外国旅行・国内長期（7日以上）旅行届」（届出書類見本2）を必ず提出すること。

2. 異動の届出

以下のいずれかに該当した場合は、すみやかに「変更届」（届出書類見本3, 4）を財団へ提出すること。

- (1) 休学又は長期に亘る欠席、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人又は家族の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。
- (4) 当財団以外の奨学金制度による奨学金の受給があったとき。

3. 奨学金の休止及び停止

- (1) 奨学生が休学し、又は長期に亘って欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学生の学業又は素行などの状況により、指導上必要があると認められたときは、奨学金の給付を停止する。
- (3) 事前の届出なしで年間（4月～翌3月）に通算60日以上日本を離れた場合。

4. 奨学金の復活

奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て、願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

5. 奨学金の廃止

- (1) 傷病、疾病などのなめに成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業、成績又は素行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 奨学生として適当でない事実があったとき。(提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合など)
- (5) 奨学生としての資格を失ったとき。
- (6) 給付期限が満了したとき。
- (7) 当財団の許可なく他財団等の奨学金を受給したとき。
- (8) 法律違反を犯したとき。

6. 奨学金の辞退

奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることが出来る。

7. 奨学生の指導

奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応じて当財団から適当な指導を行われた場合は直ちに従うこと。

8. 奨学金継続希望の場合の認定条件

- (1) 当財団主催の「奨学生の集い」に必ず参加し、又当日やむなき事情により出席出来ない場合は事前に連絡していること。
- (2) 奨学金終了後も当財団との交流を継続する意志のあること。
- (3) 学校への出席状況良好で成績証明書の評価が5段階評価で3、5点以上であること、又はこれに準ずる成績であること。
- (4) 定められた書類(生活状況報告書、成績証明書、帰国届、変更届等)を期限までに提出していること。
- (5) 健康で勉強意欲旺盛で所属する学校の推薦が受けられること。
- (6) 過度のアルバイトや公序良俗に反するアルバイトをしていないこと。

以上

「

」